

児童扶養手当、特別児童扶養手当 いずれも8月1日から受け付けます

子育て支援課

児童扶養手当…☎922-1476☎922-3274

特別児童扶養手当…☎922-1483☎922-3274

受給には申請が必要です

要件に該当し、手当を受けていない人は申請してください。すでに児童扶養手当を受給している人には現況届、特別児童扶養手当を受給している人には所得状況届を7月下旬に送付しますので、期間内に必要書類を同封の返信用封筒で郵送してください。

※8月1日時点の状況の届け出のため、8月1日以降に提出を。

◆児童扶養手当

提出期間 8月1日(月)～31日(水) (消印有効)

令和3年中の所得が【表1】の所得制限額未満で、①～⑥のいずれかに該当する子ども(令和5年3月31日までに18歳になる子ども、20歳未満で一定の障がいのある子ども)を養育している保護者

【表1】児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	父、母または養育者		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円

- ①父母の離婚や死亡(生死不明を含む)などにより父または母あるいは父母と生計を同じくしていない
- ②父または母に一定の障がいがある
- ③父または母から1年以上遺棄されている
- ④父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑤母が未婚で出生した
- ⑥父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている

※次のいずれかに該当する場合、児童扶養手当が受けられません。

- ・申請者や子どもの住所が国内にない
- ・子どもが里親に委託されている
- ・子どもが児童福祉施設等に入所している
- ・子どもが少年院・少年鑑別所に収容されている
- ・婚姻の届出はしていないが、異性の頻繁な訪問や、異性からの経済的援助(生活費の補助など)を受けるなど、事実上の婚姻関係がある

支給月額

児童人数	令和4年4月から	
	全部支給	一部支給
1人	4万3070円	4万3060円～1万160円
2人	1万170円加算	1人につき1万160円～5090円加算
3人以上	6100円加算	1人につき6090円～3050円加算

※一部支給の場合の支給額は所得によって変わります。

※提出がない場合、11月分以降の受給資格が更新されません。

◆特別児童扶養手当

提出期間 8月1日(月)～14日(日) (消印有効)

令和3年中の所得が【表2】の所得制限額未満で、精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者

【表2】特別児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	請求者(本人)	配偶者・扶養義務者
0人	459万6000円	628万7000円
1人	497万6000円	653万6000円
2人	535万6000円	674万9000円
3人	573万6000円	696万2000円

支給月額(1人当たり)

障がいの状態	支給月額
1級	5万2400円
2級	3万4900円

市の職員を募集

☎職員課☎922-0983☎922-3098

「やさしさがあふれるまちー草加ー」の実現に向け、市民の声を聴き、市民と共に考え、草加の未来につながる仕事を積極的に行う職員を募集します。採用予定日は令和5年4月1日。詳細は募集要項で確認してください(市役所総合窓口、職員課、サービスセンター等で配布)。

■第1次試験 9月18日(日) 会場は獨協大学

☎8月16日(火)までに、草加市電子申請ページで。

職種	試験区分	受験資格等		1次試験科目	採用予定人数
		生まれた日	学歴、業務従事歴、資格等		
事務(新卒者等)	大学卒	A	平成9年4月2日以降	大学以上を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	計20人程度
	短大卒	B	平成12年4月2日以降	短期大学を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	
	高校卒	C	平成14年4月2日以降	高等学校を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	
事務(社会人経験者1)		D	昭和62年4月2日以降	高等学校以上を卒業し、民間企業等での業務従事歴が平成27年4月1日～令和4年7月1日の間に3年以上	計10人程度
事務(社会人経験者2)		E	昭和57年4月2日以降	高等学校以上を卒業し、民間企業等での業務従事歴が平成17年4月1日～令和4年7月1日の間に11年以上	
土木技師(新卒者等)	大学卒	F	平成9年4月2日以降	大学以上で土木に関する学科を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	計5人程度
	短大卒	G	平成12年4月2日以降	短期大学で土木に関する学科を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	
	高校卒	H	平成14年4月2日以降	高等学校で土木に関する学科を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	
土木技師(社会人経験者等)		I	昭和57年4月2日～平成9年4月1日	高等学校以上を卒業し、土木に関する業務従事歴が令和4年7月1日時点で2年以上	
建築技師(新卒者等)	大学卒	J	平成9年4月2日以降	大学以上で建築に関する学科を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	計5人程度
	短大卒	K	平成12年4月2日以降	短期大学で建築に関する学科を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	
	高校卒	L	平成14年4月2日以降	高等学校で建築に関する学科を卒業または令和5年3月までに卒業見込み	
建築技師(社会人経験者等)		M	昭和57年4月2日～平成9年4月1日	高等学校以上を卒業し、建築に関する業務従事歴が令和4年7月1日時点で2年以上	
建築技師(一級建築士)		N	昭和57年4月2日以降	試験申込時において一級建築士免許を有し、(1)、(2)のいずれかを満たす (1)建築物の意匠・構造の設計または監理に係る業務従事歴が令和4年7月1日時点で5年以上あり、採用後2年間の実務経験を経て、直近の建築基準適合判定資格者検定を受験可能 (2)官公庁または指定確認検査機関において、建築基準法に基づく審査または検査業務に係る業務従事歴が令和4年7月1日時点で2年以上あり、採用後直近の建築基準適合判定資格者検定を受験可能	若干名
建築技師(建築基準適合判定資格者)		O	昭和52年4月2日以降	試験申込時に建築基準適合判定資格者の登録をしている、または令和5年3月までに登録見込み	
社会福祉士		P	昭和57年4月2日以降	試験申込時に社会福祉士資格を有する	
保育士(新卒者)		Q	平成4年4月2日以降	保育士資格を有するまたは令和5年3月までに取得見込み	計5人程度
保育士(保育業務等経験者)		R	昭和42年4月2日～平成4年4月1日	試験申込時に保育士資格を有し、かつ資格取得後、保育士または幼稚園教諭(講師)としての職務経験を令和4年7月1日時点で5年以上有する	
保健師		S	昭和52年4月2日以降	保健師免許を有するまたは令和5年3月までに取得見込み	5人程度
看護師		T	昭和52年4月2日以降	試験申込時に看護師免許を有する ※配属先は保育園を予定	
調理士		U	昭和52年4月2日以降	試験申込時に調理師免許を有し、かつ免許取得後、調理士としての業務従事歴が令和4年7月1日現在で3年以上	
事務(障がい者)		V	昭和52年4月2日以降	高等学校以上を卒業または令和5年3月までに卒業見込みで、試験申込時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けており、(1)、(2)の全てを満たす (1)事務職として職務の遂行が可能 (2)活字印刷文による出題に対応可能	若干名